

■ ソリオホール料金表

使用時間		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過
使用区分		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 1 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時	1 時間につき
ホール 380 m ² 定員 300 名	平日	15,800	22,100	26,000	37,900	48,100	63,900	6,500
	土曜日、日曜日 及び休日	18,200	25,500	30,300	43,700	55,800	74,000	7,700

■ ソリオカルチャー（会議室）利用料金

使用時間		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過	夜間 2 時間 利用
使用区分		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 1 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時	1 時間につき	
301 和室 70 m ² 30 名	平日	2,200	3,400	3,400	5,600	6,800	9,000	1,100	1,700
	土曜日、日曜日 及び休日	2,500	3,800	3,800	6,300	7,600	10,100	1,200	1,900
302 小会議室 20 m ² 10 名	平日	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	600	800
	土曜日、日曜日 及び休日	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	700	1,000
303 会議室 35 m ² 15 名	平日	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700	1,100	1,400
	土曜日、日曜日 及び休日	2,600	3,500	3,500	6,100	7,000	9,600	1,300	1,750
304 ラッセルーム A 110 m ²	平日	3,700	5,600	5,600	9,300	11,200	14,900	1,700	2,800
	土曜日、日曜日 及び休日	4,200	6,300	6,300	10,500	12,600	16,800	2,000	3,150
305 ラッセルーム B 80 m ²	平日	2,900	4,200	4,200	7,100	8,400	11,300	1,300	2,100
	土曜日、日曜日 及び休日	3,200	4,700	4,700	7,900	9,400	12,600	1,400	2,350
304/305 全室利用 190 m ²	平日	5,600	8,000	8,000	13,600	16,000	21,600	2,500	4,000
	土曜日、日曜日 及び休日	6,500	9,300	9,300	15,800	18,600	25,100	2,800	4,650
306 会議室 55 m ² 20 名	平日	3,000	4,700	4,700	7,700	9,400	12,400	1,500	2,350
	土曜日、日曜日 及び休日	3,400	5,400	5,400	8,800	10,800	14,200	1,700	2,700
307 音楽室 60 m ² 30 名	平日	3,200	5,100	5,100	8,300	10,200	13,400	1,600	2,550
	土曜日、日曜日 及び休日	3,700	5,700	5,700	9,400	11,400	15,100	1,800	2,850

※2 時間利用は定期利用には適用しません。

※夜間区分については夜間割引適用後の料金です。

■ 文化財団会議室 利用料金

使用時間		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過
使用区分		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 1 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時	1 時間につき
会議室 1 65 m ²	平日	3,200 / 2 時間	以降 1 時間につき	1,600				2,000
	土曜日、日曜日 及び休日	3,600 / 2 時間	以降 1 時間につき	1,800				2,200
会議室 2 35 m ²	平日	1,800 / 2 時間	以降 1 時間につき	900				1,100
	土曜日、日曜日 及び休日	2,000 / 2 時間	以降 1 時間につき	1,000				1,200

貸出開始は利用日の属する月の 1 カ月前の初日からとします。※定期利用ではご利用いただけません。

※特殊器具使用料については、～5 時間まで 1 区分、～9 時間まで 2 区分、～13 時間まで 3 区分と換算します。

1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいいます。

2 利用者が入場料、受講料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝の目的で利用するときはこの表に定める利用料の 5 割に相当する額を加算します。

3 市民並びに伊丹市、川西市、三田市、西宮塩瀬地区、山口地区、神戸市北区道場町及び猪名川町の区域内に住所を有する者以外の者が利用するときは、この表に定める利用料の 5 割に相当する額を加算いたします。

4 ホールを準備、練習又は撤去のために使用するときは、この表に定める利用料の 5 割に相当する額といたします。ただし、備考 2 又は備考 3 の規定に該当するときには、これらの規定により加算された後の額の 5 割となります。

5 利用時間を超過された場合は、別に 1 時間ににつきこの表に定める利用料を加算いたします。この場合、1 時間未満は、1 時間とみなします。ただし、備考 2 又は備考 3 の規定に該当するときは、これらの規定により加算された額となります。また、備考 4 の規定は適用しません。